

平成23年度第6回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録(案)	
平成23年度第6回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録(案)	
1 日時	平成24年3月9日（金） 午後3時00分～午後4時22分
2 場所	練馬区役所本庁舎 19階 1903会議室
3 出席者	(委員17名) 宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、鈴木志知郎委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、奥田久幸委員、板倉直子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、上野芳史委員、忠内信太郎委員、渡辺健一委員 (事務局3名) 介護保険課長、高齢社会対策課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> 1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について …資料1-1、資料1-2 2 指定介護予防支援事業者の指定更新について …資料2 ○ 地域密着型サービス運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> 1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について …資料1-1、資料1-2 2 平成23年度(第4期)地域密着型サービス事業者の公募について …資料3 3 平成24年度地域密着型サービスの公募について …資料4 4 地域密着型サービスにかかる市町村独自報酬の設定について …資料5 5 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料6 6 平成24年度介護報酬改定概要について …資料7 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険について …資料8
6 配布資料	(資料1-1) 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について (資料1-2) 第5期介護保険事業期間の介護保険料(案)について (資料2) 指定介護予防支援事業者の指定更新について (資料3) 平成23年度(第4期)地域密着型サービス事業者の公募について (資料4) 平成24年度地域密着型サービスの公募について (資料5) 地域密着型サービスにかかる市町村独自報酬の設定について (資料6) 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について (資料7) 平成24年度介護報酬改定概要について (資料8) 介護保険について
7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 TEL: 5984-4582(直通) Eメール: KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL: 5984-4589(直通) Eメール: kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>

第6回地域包括支援センター運営協議会 第6回地域密着型サービス運営委員会

（平成24年3月9日（金）：午後3時00分～午後4時22分）

（委員長） 平成23年度第6回練馬区地域包括支援センター運営協議会、練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に事務局から本日の出席委員および傍聴者の人数について、ご報告をお願いします。

（事務局） 本日、今現在のところ出席委員14名、1名の委員から欠席の連絡をいただいている。

傍聴者は今のところいない。

（委員長） それではまず前回、平成23年12月9日に開催した第5回の委員会などの会議要録については、事前に事務局から送付したが今のところ訂正の申し出がないということによろしいか。

（異議なし）

（委員長） では、次第に沿って議事を進める。

本日も委員の皆様には活発な意見、発言をお願いします。

なお、委員会は午後5時を閉会のめどとしているので会の円滑な進行にご協力をお願いします。また、議事録を作成する都合上発言はマイクを通してをお願いします。

それでは、地域包括支援センター運営協議会を開会する。

案件の1、第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）についてである。資料1-1、1-2について、説明をお願いします。

高齢社会対策課長と介護保険課長に説明をお願いします。

（高齢社会対策課長） それでは、まず私の方から、資料1-1に基づきこの第5期の練馬区高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画（案）についてご説明をさせていただきます。

【資料1-1について別紙1を用いて説明】

（介護保険課長） それでは、私の方から介護保険関係の部分の説明する。計画書の方、厚くなっているものが二つあり二つ目のところに別冊と書いてある別紙2の方をごらんいただきたい。

【資料1-2について別紙2を用いて説明】

（委員長） ありがとうございます。それではこの資料1-1、1-2について、委員の皆さん、質問あるいは意見があればお願いします。いかがか。

（委員） 別冊44ページの地域密着型サービス、2番目の丸の後半の段落だが「24時間対応型の新サービスの影響を受ける」となっているがこの新サービスの影響というのは例えば職員の確保が難しいということか。

それからその後が続いて、「予想されることもあり、新規の拠点整備は行わず、他のサービスの利用状況、整備状況を踏まえつつ、利用者やサービス提供事業者に対し」みたいなことが書いてあるのだが、これはちょっと提案なのだがとりあえず実力のある事業者がまず最初に取り組んで問題点を洗い出しながらかつていくべきではないかと思うがその辺のご意見をお聞かせいただければと思う。

（介護保険課長） 新サービスは24時間対応なので、日中だけの定期巡回ではなくて、夜間も対応するということになる。したがって夜間対応型の方から新サービスへ移行する方

も場合によっては出てくる。ただ實際上夜間対応型だけでサービスが十分であるという方については、もうそのまま残るといえることがあるわけだがそのような状況があるので、「新サービスの影響を受けることもあり」という表現にした。

2点目であるが現在夜間対応型訪問介護については二つの事業者が事業を行っている。今回はそういった24時間対応を開始するというのも踏まえて新たな事業者の募集は行わない。要は拠点整備は行わないということで、既存2事業者の中で対応がつく範囲であろうという認識を持っているところである。現在の利用状況については、基本的な報酬はお支払いいただいているわけだが定期巡回であるとか随時対応の回数がまだまだ少ない。また利用人数も事業者として対応ができないほど多い人数とはなっていない。

したがって私どもとしては制度の周知、夜間対応型というのはこういう制度だということで、それにふさわしい方はご利用くださいということで利用者に対する周知、あるいは事業者としても特にケアマネジャーさんになると思うがこういったご利用の仕方をすることによって利用者の生活の自立度が上がってきますという形での周知を図っていきたいというのがこの記載の趣旨である。

（委員長） そのほか質問、意見等あるか。お願いします。

（委員） 51ページの保険料負担能力に応じた保険料の設定ということなのだが比較的所得の多い層の方より多くの保険料を負担していただきますということなのだが、これは従来はどういう料率になっていたのか。

（介護保険課長） 資料1-2をお願いします。裏面である。4期と5期の介護保険料の比較である。今回第6段階以上の方により多くの負担をお願いしている。料率の欄を比較してみてくださいとわかるのだが、第1段階から第5段階までは料率が変わっていない。例えば第5段階であると1.1倍に対して、第5期においても1.1倍ということであるが、第6段階から4期1.2倍のものを5期に1.22倍、第7段階が1.3倍のものを1.35倍ということで、最高倍率は12段階であるが、1.8倍のものを2.2倍ということで料率を見直させていただいたものである。

（委員） こういう見直しというのは、東京都内から大体ほかの区でも同じような見直しをしているわけか。

（介護保険課長） 全国的な課題になっていると思うが4期ではどこの自治体でも介護保険準備基金、これを大幅に取り崩して保険料の上昇抑制に充てたところである。その結果5期において上昇抑制に資するような財源というのは本当に限られている。したがって上昇抑制のリバウンドというか、そういうような状況があり練馬区で言えばこの850円相当の分がそれに当たっている。ほかの区でも同じような状況があり各区とも練馬区と似たようなやり方をとっている。練馬区より倍率が高くなっている自治体も多いという状況である。

（委員長） よろしいか。そのほかいかがか。

（なし）

（委員長） よろしければ、案件2の方に進む。

指定介護予防支援事業者の指定更新についてということで説明を介護保険課長、お願いします。

（介護保険課長） 【資料2について説明】

（委員長） ありがとうございます。ただいまの説明で何か質問、意見などがあれば願います。よろしいか。

（なし）

（委員長） 以上で地域包括支援センター運営協議会を終了する。

引き続き地域密着型サービス運営委員会を開会する。

先ほど申し上げたとおり案件1については地域包括支援センター運営協議会と共通の案件であったので案件2から議事を進行していく。

案件2、平成23年度（第4期）地域密着型サービス事業者の公募について、資料3になる。では資料3についての説明を介護保険課長、願います。

（介護保険課長） 【資料3について説明】

（委員長） ありがとうございます。それでは、この資料3について質問あるいは意見などがあれば願います。

（なし）

（委員長） よろしいか。

それでは案件3に移る。平成24年度地域密着型サービス事業者の公募についてである。

資料は4になるので説明を介護保険課長、願います。

（介護保険課長） 【資料4について説明】

（委員長） ありがとうございます。それではこの資料4について何か質問、意見があれば願います。

（委員） 裏のページの注1のところに書いてある、先ほど見ると説明があった部分のだがグループホームについては小規模多機能型居宅介護事業者と併設する場合に限り認めるということについて教えていただきたいがこれはグループホームは比較的事業者が多くて小規模多機能型居宅介護事業者が少ないからこういう形にしているという理解でよろしいのか。その辺の事情をちょっと教えていただきたい。

（介護保険課長） 今指摘があったように小規模多機能型居宅介護は、先ほども説明したがやはり整備率がよくないということがある。そんなこともありグループホーム単独でも整備をしたいという事業者は比較的あるかと思うが、小規模多機能の整備促進を図るといふ観点からグループホームとセットにすること。それから、実際には小規模多機能とグループホームをセットにすることで、利用者が要介護度が認知症の進みぐあいによってはグループホームへ移行することもできるということ、運営上も比較的やりやすいような状況も聞いている。

したがって小規模多機能単独でやるという事業者が出てくれば別であるがグループホーム単独はなくて小規模とグループホームのセットということで私どもとしては5期はやっていきたいということである。

（委員長） よろしいか。そのほかいかがか。

（なし）

（委員長） では、ないようなので続いて案件4に入る。

地域密着型サービスにかかる市町村独自報酬の設定について資料5について説明を、介護保険課長願います。

（介護保険課長） 【資料5について説明】

（委員長） ありがとうございます。ただいまの説明に対して何か質問あるいは意見などがあればお願いします。

では、要件1はどこも申請していないということなのだが、なかなか①、②、③というようなことをクリアするのが難しいというような状況なのか。

（介護保険課長） 研修については、練馬区は介護人材育成研修センターというところも設けているので、そちらに参加をするということで、それなりに研修体制というのは確保できていると思うが、やはり③の介護福祉士を3割以上用意するというところがちょっと厳しい部分ではあるというふうには現時点では思っている。ただ、事業者とお話すると、このような基準があつて事業者としてはそれを目指すことがいいことではないかというようなお話があるので、私どもとしては、この基準を引き続きの基準としていきたいというふうに考えているところである。

（委員長） ありがとうございます。いかがか。質問とか意見等。

（委員） ちょっと今のかかわる質問だが、資料5の一覧だが、独自報酬算定の登録者数一覧で登録者が22名いらっしゃる「やすらぎガーデン」とかそれから「やまぼうし」は25名なのだが、こういうたくさんの登録者、利用者数がいらっしゃるのにもかかわらず、練馬区が設定する算定要件を全く知らないでいるということが見受けられるが、本当にそうなのか。

（介護保険課長） 要件を知らなかったという事業者は、最近開設をした事業者である。「やまぼうし」や「やすらぎガーデン」については平成20年あるいは18年からということでもかなり古くからやっている事業者でありこちらの事業者については、内容は知っているが事業所の方針として算定は取らない。算定を取ることで利用者の利用料に反映してしまうということもあつてこれは取らないという方針で臨んでいるというふうに聞いている。

（委員） では、その事業者の考えでそうしているのはいいとしてもこの算定要件を満たすことで事業がよりよい方向にいくということになると思うが、その点はどうか。

（介護保険課長） 指摘のとおりこの算定要件を満たすことで報酬が増えるだけではなくて事業所の運営がよりよい方向に向かうようにということの呼び水としても用いているところである。

今お話があつた事業所についてもこのような方向で事業所の運営は取り組んでいるが、先ほど申し上げたように報酬としては加算は取らないという考え方を持っているということで、事業所としてこのような方向を目指していないということではなくて事業所として目指しているのだけれども報酬の加算までは必要ないと考えているということである。

（委員長） そのほかいかがか。

（なし）

（委員長） 案件5である。地域密着型サービス事業者の指定更新について、資料6、説明を介護保険課長、お願いします。

（介護保険課長） 【資料6について説明】

（委員長） ありがとうございます。ただいまの資料6について何か質問、意見あるか。

（なし）

（委員長） よろしいか。

続きまして案件6、平成24年度介護報酬改定概要についてである。資料7についての説

明を介護保険課長願います。

（介護保険課長） 【資料7について説明】

（委員長） ありがとうございます。それではこの資料7の説明に対して意見あるいは質問があれば願います。いかがか、よろしいか。

（なし）

（委員長） よろしいか。では戻ってその他の案件に移る。

その他の案件の1、介護保険について資料8、介護保険課長よろしく願います。

（介護保険課長） 【資料8について説明】

（委員長） ありがとうございます。ただいまの資料8について質問、意見あれば願います。よろしいか。

（なし）

（委員長） では、次回の日程についてだが一応第4期の介護保険事業計画期間中の当委員会はこれで終了となるが次回の開催について事務局の方でご説明を願います。

（事務局） 今言ったとおり第4期の介護保険事業計画については3月31日で終了となるが、各委員の皆さんの委嘱期間については平成24年6月30日までという形になっている。先ほど案件3の方でご説明をさせていただいているが第1回の公募については先ほど定期巡回・随時対応型訪問介護看護について公募をさせていただくということで説明させていただいたが、6月の中旬に地域密着型サービス運営委員会の協議と考えている。委員の皆さんの委嘱期間は6月30日までなので6月15日、もう一度今の委員の皆さんで地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきたい。

6月15日午後3時から5時までということで、庁議室で開催させていただきたいと思っている。

（委員長） 今、事務局が説明したように6月15日金曜日午後3時から午後5時までということで、もう一度この委員のメンバーで委員会を開催する。なお、委員会の開催については書面をもってまた改めて皆様方に通知を差し上げるのでどうぞよろしく願います。

まだちょっと時間がある。何か委員の方で発言とか、よろしいか。

（なし）

（委員長） では、年度末の大変お忙しい中お集まりいただき感謝する。今日はまたちょっと雨模様で寒い気温になっているのでどうぞお帰りの際にはお気をつけてお帰りいただきたい。ではまた6月、どうぞよろしく願います。ありがとうございます。